

令和5年2月10日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

有料道路における障害者割引制度の見直しについて ～1人1台要件の緩和とオンライン申請を導入します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

1 ご利用開始日 令和5年3月27日（月）より

2 ご利用の際のお願い

① 1人1台要件の緩和

- ・事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。
- ・重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。

なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

② オンライン申請の導入

- ・ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。
- ・オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。

※ 「1人1台要件の緩和」及び「オンライン申請の導入」の概要については、別紙のとおりです。

なお、不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など所要の見直しを行います。

※ 詳細については、後日、各道路会社のHPにて改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

NEXCO東日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）

NEXCO中日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 052-223-0333（通話料有料）

NEXCO西日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 06-6876-9031（通話料有料）

首都高お客さまセンター（24 時間） TEL 03-6667-5855（通話料有料）

阪神高速お客さまセンター（24 時間） TEL 06-6576-1484（通話料有料）

※FAX 06-6576-3921（FAX によるお問い合わせにつきましては、翌平日の日中以降に対応させていただいております。）

※メールでのお問い合わせ 阪神高速ドライバーズサイト内の「[お問い合わせフォーム](#)」をご利用ください。

J B 本四高速 お客さま窓口（9:00～17:30） TEL 078-291-1033（通話料有料）

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

別紙

対象となる自動車の要件（１人１台）の緩和

<制度概要>

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

現行

【対象となる障害者】

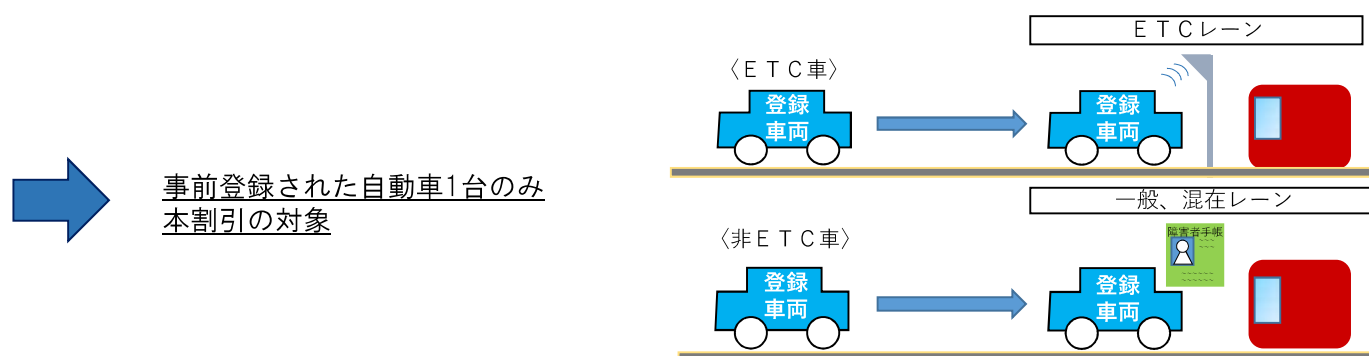
- 障害者ご本人が運転される場合
 - ・身体障害者手帳の交付を受けられている方
 - 障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
- （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ

【対象となる自動車】

事前登録された自動車（障害者１人につき１台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】

- 身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
- ・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）
手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
 - ・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



<今回の改正点>

事前登録されていない自動車でも以下の自動車対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行
（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。



有料道路における障害者割引制度の見直しについて

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

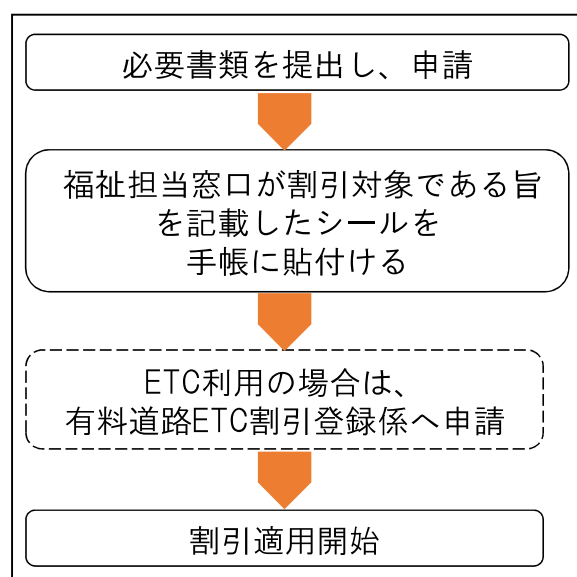
オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

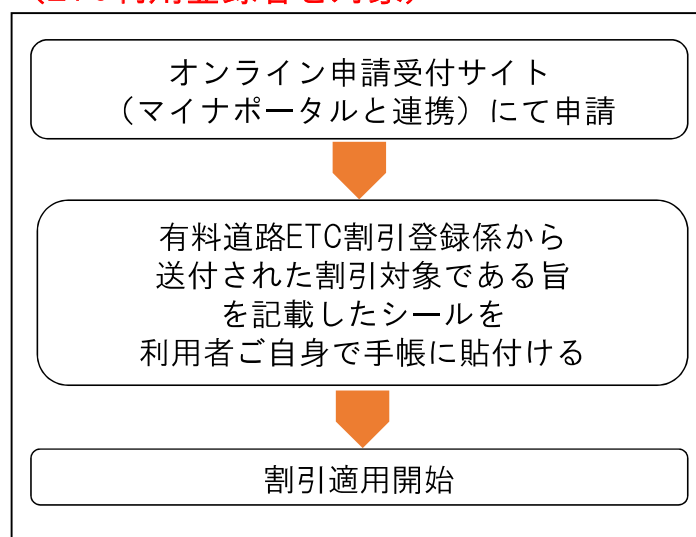
URL <https://www.expressway-discount.jp>
（令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。）

- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】



【今回改正の内容】 申請方法としてオンライン申請を追加 (ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません